

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年4月5日（火）第3201号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 1  
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）  
（商工政策課取扱い） 3

## 公 告

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年4月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年4月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
加世田プロジェクト  
南さつま市加世田川畑字新吉原502番 外45筆
- 変更事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 変更前 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 外3社
    - 変更後 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - 駐輪場の位置及び収容台数
    - 変更前 第1駐輪場 A棟建物南西側 19台  
第2駐輪場 B棟建物南西側 6台  
第3駐輪場 C棟建物南東側 45台
    - 変更後 第1駐輪場 A棟建物南西側 19台  
第2駐輪場 B棟建物南東側 56台
  - 荷さばき施設の位置及び面積
    - 変更前 荷さばき施設1 A棟建物東側 174平方メートル  
荷さばき施設2 B棟建物北側 58平方メートル  
荷さばき施設3 C棟建物北東側 34平方メートル

- イ 変更後 荷さばき施設1 A棟建物東側 174平方メートル  
荷さばき施設2 B棟建物南西側 92平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設2 A棟建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設3 A棟建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設4 B棟建物北側 3立方メートル  
廃棄物等保管施設5 B棟建物北側 3立方メートル  
廃棄物等保管施設6 B棟建物北側 3立方メートル  
廃棄物等保管施設7 C棟建物北東側 5立方メートル  
廃棄物等保管施設8 C棟建物北東側 5立方メートル  
廃棄物等保管施設9 C棟建物北東側 5立方メートル

- イ 変更後 廃棄物等保管施設1 A棟建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設2 A棟建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設3 A等建物内北東側 8立方メートル  
廃棄物等保管施設4 B棟建物内北東側 13立方メートル  
廃棄物等保管施設5 B棟建物内北東側 10立方メートル  
廃棄物等保管施設6 B棟建物内北東側 10立方メートル

## (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

- (ア) 南さつま農業協同組合 開店時刻 午前8時30分  
閉店時刻 午後9時  
(イ) 株式会社南九州ファミリーマート 24時間営業  
(ウ) 未契約店舗 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時

- イ 変更後 ダイレックス株式会社 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時

## (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 24時間

イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

## (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設2 午前7時から翌日の午前零時まで  
荷さばき施設3 午後10時から翌日の午前6時まで

イ 変更後 荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成27年10月9日  
(2) 2の(2), (3), (4), (5), (6)及び(7) 平成28年11月15日

## 4 届出年月日

平成28年3月14日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年4月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年4月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス川辺店  
南九州市川辺町田部田字井料前6559番 外15筆
- 2 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) ア 変更前 J A三井リース株式会社 代表取締役 安田義則  
東京都品川区東五反田二丁目10番 2号東五反田スクエア  
イ 変更後 J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋則広  
東京都品川区東五反田二丁目10番 2号東五反田スクエア
  - (2) ア 変更前 J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋則広  
東京都品川区東五反田二丁目10番 2号東五反田スクエア  
イ 変更後 J A三井リース株式会社 代表取締役 高橋則広  
東京都中央区銀座八丁目13番 1号
- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成27年 6月25日
  - (2) 2の(2) 平成28年 1月 4日
- 4 届出年月日  
平成28年 3月22日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年4月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 4月 5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス大口店  
伊佐市大口里571番 1 外 4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年11月 4日
- 3 意見の概要  
特に意見なし

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年4月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 4月 5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス出水店  
出水市上知識町781番地 外 8筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年11月 4日
- 3 意見の概要  
当市として、意見はありません。